



(総則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計書(別冊の図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書を内容とする印刷物製作の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の印刷物製作を契約書記載の履行期間内に完成し、成果品を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。

3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他に利用し又は他人に漏らしてはならない。

(工程表)

第2条 乙は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、成果品を納入しようとするときは、その旨を甲に届け出るものとし、納入場所において、甲の検査を受けなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による届出を受けたときは、その日から10日以内に乙の立会いの上、検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となったときは、当該成果品について補正又は新たな印刷物の製作を求められたときは、直ちに当該成果品の補正又は新たな印刷物の製作を行い、甲にその旨を届け出て再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

4 検査又は再検査に合格したときをもって、甲に当該成果品の引渡しがあったものとする。

(請負代金の支払)

第6条 乙は、前条第4項の規定による成果品の引渡しの後、請負代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内(「約定期間」という。以下同じ。)に請負代金を支払わなければならない。

3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了するとみなす。

(かし担保)

第7条 甲は、第4条第4項の規定による成果品の引渡し後、当該成果品に損傷等を発見した場合において、それが甲の責に帰すべき理由による場合を除き、期日を指定してこれを良品と交換することを請求することができるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第8条 甲は、乙の責に帰すべき事由により履行期間内までに成果品を完納することができない場合において、履行期間満了後相当の期間内に完納する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から既納入部分に相応する請負代金額を控除した額につき、延長前の履行期間満了の日から完納の日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する遅延利息の率（以下「支払遅延防止法の率」という。）により計算した額とする。

3 乙は、甲の責に帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、約定期間満了の日から請負代金の支払の日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日における支払遅延防止法の率により計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) その責に帰すべき事由により履行期間満了までに成果品を納入する見込みがないと認められるとき。

(2) 契約の締結又は履行につき、不正の行為があったとき又は不正の行為が判明したとき。

(3) 正当な理由がないのに、甲の指示に従わなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 正当な理由がないのに、契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、既に納入されている成果品があるときは、当該成果品を検査のうえ、当該検査に合格した成果品に相応する請負代金額を乙に支払うものとする。

3 乙は、第1項の規定により契約が解除された場合において、乙は、請負代金の10分

の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 甲は、乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額につき、甲の指定する期間を経過した日から支払の日までの期間について、その日数応じ、この契約の締結の日における支払遅延防止法の率により計算した額を遅延利息として支払を乙に請求することができる。

(疑義の解決)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、取手市個人情報保護条例（平成12年取手市条例第7号）の規定に基づき、この契約に係る業務において取得した個人情報を適正に管理しなければならない。この契約に係る業務が完了した後も、また同様とする。

備考

この契約書は、必要に応じ適宜補正して使用することができる。